

# 2019年度 パラフェスタ in 獅子吼

## 大会要綱

### 1. 参加機体

運用限界が明記してあり、かつ、シリアル機に限る。

※シリアル機・・・シリアル機とは、EN基準あるいはLTF(DHV)基準に適合していると、CIVLあるいはJHFの認めた認証機関が認定証を発行したもの、および認定証を発行された機体と同型機で、改造されていないものを言う。

### 2. 機体の変更

大会中使用する機体は原則として1機とするが、破損などにより安全性に問題が生じた場合にのみ、競技委員長と大会実行委員長の許可を得て変更できる。

### 3. 装備

全選手は180日以内(2018/12/19以降)にリパックした緊急用パラシュートを装備すること。

適切な防護用ヘルメットを着用すること。

スカイレジャー無線機を装備すること。飛行中の無線機の使用は、安全上緊急を要する場合以外の使用は禁止するが、飛行中の選手は、大会本部からの連絡は常時受けられるようにしなければならない。また、バラストの使用は認めるが、水以外のバラストの投下は認めない。

### 4. 大会役員の権限

大会中は、大会役員の指示に従わなければならない。大会役員の指示に従わない、競技の進行に支障をきたすような行為をした選手には警告を与え、そのフライトを失格にする場合がある。

### 5. 抗議

抗議申し立ては、トラブル発生後1時間以内に、供託金10,000円を添えて文書にて大会実行委員長に提出すること(この際連名での抗議は受け付けない)。抗議が受け入れられた場合のみ供託金は返還される。ただし、最終日はトラブル発生後20分以内とする。

### 6. フライト失格

雲中飛行や空中接触など、危険な飛行と判断される場合、役員判断でそのフライトを失格とする場合がある。

### 7. 警告

大会期間中、危険行為または大会を故意に妨害する行為を行った場合、「警告」とする。2回「警告」を受けた選手は大会失格とする。ただし、重大な危険行為または大会への妨害行為を行った場合は、その時点で大会失格とする。

### 8. 事故及び損害賠償

大会期間中、万一事故や傷害、損害が生じた場合、エアリアルールに従い、本人の責任において速やかに対処を行い、大会本部に報告すること。また、主催者及び大会関係者に対して責任追及、損害賠償の請求を行わ

ないこと。

#### 9. フライトの成立及び大会の成立

フライト及び大会の成立は Open Class の競技規定に準ずる。競技規定は PG リーグに準ずる。

#### 10. 順位の決定

順位の決定は Open Class の競技規定に準ずる。競技規定は PG リーグに準ずる。

#### 11. アウトランディング

アウトランディングしなければならない時は本人の責任によって第三者に被害を与えず、なおかつ本人の安全を確保できる場所を探しランディングし、エアリアルールに従うこと。その場合、機体の回収は自己の責任において行うこと。フライトを終えた選手は、可能な限り回収作業を手伝い、回収時間短縮に協力すること。なお、アウトランディングした者はそのフライトは失格とする。

#### 12. 飛行制限

- ・ 高圧線及び高圧鉄塔に囲まれた範囲のみのフライトとする。
- ・ 林業試験場内のランディングは禁止する
- ・ 浄水場敷地内のランディングは禁止する
- ・ 上記の禁止事項を行った選手はそのタスクを失格とする
- ・ 全ての碎石場、小中学校、高校へのランディングは緊急時以外は行わないこととする  
ランディングした選手が管理者への対応出来る場合は、速やかに敷地管理者へ報告すること

#### 13. Open Class における GPS の制限について

GPS 受信機は高度情報を記録できる機種に限る。GPSDump でログの読み取りが可能であれば、スマホアプリ等を用いても良い。

#### 14. ハラスメント規定

日本学生フライヤー連盟ハラスメント規定が適用される。大会期間中のハラスメントの対応判断は大会実行委員長及びその命を受けたものを行う。ハラスメント行為を行った選手は即時大会失格とする。

#### 15. 駐車場

車はスタッフが指示した場所に駐車すること。